

平成 26 年度東京都税制調査会答申の概要(抜粋)

【地方法人課税の意義】

(地方法人課税の分割基準)

3 法人事業税、法人住民税及び法人税 (Ⅱ 税制改革の方向性)

(5) 分割基準について (p. 29)

- 分割基準は、複数の自治体に事務所又は事業所のある法人について、法人事業税及び法人住民税法人税割の計算上、課税標準額を各団体に分ける基準である。その目的は、従業者数等の客観的指標を用いて、税収を企業の経済活動が行われている地域に正しく帰属させることにある。
- 分割基準は、応益課税の考え方から、行政サービスの受益の程度を適切に反映させるために、課税客体である事業の規模又は活動量を的確に表したものでなければならない。財政調整の手段として分割基準を用いることは、行政サービスの受益と経済活動の対応関係を歪め、基準そのものに対する信頼を失わせてしまう。
- 財政調整は、あくまで地方交付税制度によって行われるべきである。

(地方法人課税の偏在是正措置)

1 地方分権の推進 (Ⅰ 税制改革の視点)

(p. 4)

- 暫定措置として創設された地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、受益に対する負担という地方税の原則に反しており、地方分権の流れに逆行している。その上さらに、平成 26 年度税制改正において、法人住民税法人税割の一部を国税化し、その全額を交付税原資とする地方法人税が創設された。法人住民税の国税化は、自主財源である地方税を縮小するものであり、地方自治の根幹を揺るがしかねない事態である。分権は時代の要請であり、税制改革はこれを促進するものでなければならない。

3 地方財政調整制度をめぐる論点（Ⅲ 地方財政調整制度）

（2）地方法人特別税・同譲与税（pp. 42-44）

- 地方法人特別税・同譲与税は、税収格差という一面だけを捉え、大都市の財政需要を無視した措置であるとともに、受益に対する負担という地方税の原則に反するものである。地方の基幹税の一つである法人事業税の一部国税化は、地方分権の流れに逆行している。
- この措置は、従業者数のほかに、課税標準とは無関係な指標である人口を用いて法人事業税を再配分するものであり、課税権との対応関係が崩れているため、地方税としての性格が失われてしまっている。課税ベースの存在と規模を反映する地方税としての配分基準と財政力格差是正を含む財政調整制度の配分基準とを混同すべきではない。
- 地方法人特別税・同譲与税を撤廃・復元することなく、地方税を用いた偏在是正策を講ずることは、地方交付税制度において果たすべき国の役割を曖昧にし、「地方財政の問題は地方間で調整すべき」という考え方を助長するものである。まずは地方法人特別税・同譲与税を撤廃・復元し、真の地方分権の実現に向け、地方の役割に見合う地方税財源の拡充という原点に立ち返るべきである。

（3）地方法人税（pp. 45-46）

- そもそも地方の税源を国税化することは地方分権の流れに逆行している。法人住民税が都道府県だけでなく市町村の基幹税の一つであるという事実を無視し、偏在の是正という観点のみに基づいて地方の税源を国税化することには合理性・正当性がない。
- また、法人住民税は、法人事業税と同様、地方自治体が課税自主権を発揮して企業誘致や超過課税を行うなど、税源涵養インセンティブの機能も果たしていることに留意すべきである。
- 法人住民税の国税化という不合理な偏在是正措置は速やかに撤廃し、地方税に復元するべきである。

（5）今後の議論に向けて（pp. 47-48）

- 国と地方自治体、あるいは地方自治体間における財源の奪い合いを続けることは、本質的な問題の解決にはならない。また、地方自治体間の小手先の方法に頼った財政調整は、税収確保に向けた各自治体の自助努力を阻害してしまう可能性がある。
- 目先の税収の偏在是正のみを目的として、不合理な仕組みを講ずることでは、住民の理解を得られるものではない。

【所得課税の課題】

4 個人住民税、所得税（Ⅱ 税制改革の方向性）

（１）基本的な考え方（p. 31）

- 個人住民税は、都道府県及び区市町村の基幹税の一つであり、地域社会の費用を住民が広く負担する税として、今後とも重要な役割を担っていくべきである。

（２）所得再分配機能のあり方（p. 31）

- 国民の所得格差が社会問題となっている。その要因として、世代内格差が大きい高齢者の社会全体に占める割合が上昇していること、企業の雇用形態が変化し、非正規雇用者が増大しており、正規雇用者と非正規雇用者の格差が特に若年層で拡大していること等が挙げられている。
- 個人所得課税の所得再分配機能のあり方については、こうした社会経済状況の変化や、消費税・地方消費税の引上げが行われることなどを踏まえ、社会経済の活力を損なわないよう配慮しながら、人々の負担の公平感を高める方向で検討していく必要がある。

（税率構造）（p. 32）

- 個人所得課税の所得再分配機能の適切な見直しが求められることなどを踏まえると、地方自治体の裁量権を拡大し、独自の税率構造を適用できるようにすることも考えられる。

（控除）（p. 32）

- 負担を公平に分かち合うという観点から、社会経済の活力を阻害しないよう配慮しつつ、個人所得課税について、控除の見直しなどにより課税ベースを広げることや、基礎的な人的控除を税額控除に改編することなどが考えられる。

【地方の自主財源の拡充】

1 地方分権の推進（Ⅰ 税制改革の視点）

(p. 4)

- 都をはじめとする地方自治体は、地域に暮らす住民のニーズに基づいて施策を展開しており、こうした地方が行う施策については、地方が自らの責任で自主的・自立的に行財政運営ができるよう、自主財源としての地方税の充実を図っていく必要がある。
- 地域の実情に応じて適切な政策効果を発揮できるよう課税自主権を強化すべきである。税率決定権や法定任意税のあり方等については、今後も幅広く検討することが求められる。

3 法人事業税、法人住民税及び法人税（Ⅱ 税制改革の方向性）

(6) 超過課税について (p. 30)

- 超過課税は、地方自治の重要な要素である課税自主権の行使であり、地方自治体が地域の特性を踏まえ、自らの責任において実施するものである。
- 超過課税は、地域の実情に応じた行政運営を行う上で必要不可欠な財源を得る手段であり、地方自治体の判断が尊重されるべきものである。